奈良市介護資格取得支援事業助成金交付要領

（趣旨）

第１条　市内介護サービス事業所における新たな介護人材の発掘及び介護職員の資質向上を図るため、介護職員初任者研修又は介護福祉士実務者研修を修了した者に対し、予算の範囲内で奈良市介護資格取得支援事業助成金（以下「助成金」という。）を交付するものとし、その交付については、この要領の定めるところによる。

（定義）

第２条　この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 介護職員初任者研修　介護保険法施行令（平成 10 年政令第 412 号）第 3 条第 1 項第 1 号に掲げる研修で、介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）第 22 条の 23 第 1 項に規定する介護職員初任者研修に係るものをいう。

(2) 介護福祉士実務者研修　社会福祉士及び介護福祉士法（昭和 62 年法律第 30 号）第 40 条第 2 項第 5 号に規定する研修をいう。

(3) 介護サービス事業　次に掲げる事業をいう。

ア　介護保険法（平成 9 年法律第 123 号。以下「法」という。）第 8 条第 1 項に規定する居宅サービス（訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、福祉用具貸与及び特定福祉用具販売を除く。）を行う事業

イ　法第 8 条第 14 項に規定する地域密着型サービスを行う事業

ウ　法第 8 条第 25 項に規定する施設サービスを行う事業

エ　法第 8 条の 2 第 1 項に規定する介護予防サービス（介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防居宅療養管理指導、介護予防福祉用具貸与、特定介護予防福祉用具販売を除く。）を行う事業

オ　法第 8 条の 2 第 12 項に規定する地域密着型介護予防サービスを行う事業

(4) 介護サービス事業者　前号に掲げる事業を行う事業者をいう。

(5) 介護サービス事業所　第 3 号に掲げる事業を行う事業所をいう。

(6) 介護職員　介護サービス事業者が直接雇用し、市内の介護サービス事業所において介護業務に直接従事している者をいう。

（助成金の対象となる研修）

第３条　助成金の対象となる研修（以下「研修」という。）は、次の各号のいずれかに該当する研修とする。

(1) 介護職員初任者研修

(2) 介護福祉士実務者研修

（助成金の交付対象者）

第４条　助成金の交付を受けることができる者（以下「交付対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 第７条の規定による申請を行った日（以下「交付申請日」という。）において、研修を修了した日の翌日から起算して１年以内の者であること。

(2) 研修に係る受講料及び教材費（以下「受講料等」という。）を完納している者であること。

(3) 交付申請日において、市内介護サービス事業所（原則として同一の介護サービス事業所に限る。）に３箇月以上介護職員として継続して勤労している者であること。（休職又は休業期間を除く。）

(4) 国、県、市町村その他機関から、この助成金と同様の補助を受けていない者であること。

(5) 奈良市暴力団排除条例（平成２４年奈良市条例第２４号）第２条第３号に規定する暴力団員等でないこと。

(6) 市町村民税の滞納がない者であること。

（助成金の対象経費）

第５条　助成金の対象となる経費（以下「対象経費」という。）は、受講料等とする。

２　次に掲げる費用は、対象経費に含まないものとする。

(1) 交通費

(2) 分割払に伴う手数料

(3) 修了評価不合格者の追試等に係る追加費用

（助成金の交付額）

第６条　助成金の交付額は、次の各号に掲げる区分に応じ、１人につき当該各号に定める額を上限とする。なお、１，０００円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

(1) 介護職員初任者研修　　５０，０００円

(2) 介護福祉士実務者研修　８０，０００円

２　助成金の交付は、研修１種類につき、１人１回限りとする。

（助成金の交付申請及び請求）

第７条　助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、交付申請日の属する年度の２月末日までに、次に掲げる書類を市長に提出するものとする。

(1) 奈良市介護資格取得支援事業助成金交付申請書兼請求書（別記第１号様式）

(2) 研修を修了したことを証明する書類（写し）

(3) 受講料等の領収書又は支払額を証明する書類（申請者が、研修事業者に対し、クレジットカード会社を介して対象経費を支払う旨の契約を締結した場合にあっては、クレジット契約証明書）

(4) 市町村民税の滞納がない旨を証明した納税証明書（写し）又は非課税証明書（写し）

(5) その他市長が必要と認める書類

（個人情報の利用）

第８条　市長は、前条の規定による申請があった場合において、申請者の同意を得て、給付金の交付に係る事務処理に必要な範囲内で、市役所内他課、奈良警察署、公共職業安定所、申請者が所属する介護サービス事業者、その他関係機関等に対し、個人情報を利用し調査することができる。

（助成金の交付決定等）

第９条　市長は、第７条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、助成金の交付が適当と認めたときは、予算の範囲内において助成金の交付を決定し、奈良市介護資格取得支援事業助成金交付決定通知書（別記第２号様式）により、申請者に通知し、助成金を交付するものとする。

２　前項の場合において、助成金の交付が不適当と認めたときは、奈良市介護資格取得支援事業助成金不交付決定通知書（別記第３号様式）により、申請者に通知するものとする。

（交付申請の取下げ）

第１０条　申請者は、前条第１項の規定による交付決定（以下「交付決定」という。）の通知を受けた場合において、当該交付決定に係る交付申請を取り下げようとするときは、奈良市介護資格取得支援事業助成金交付申請取下書（別記第４号様式）を市長に提出するものとする。

２　前項の規定による交付申請の取下げがあったときは、当該申請に係る助成金の交付決定はなかったものとみなす。

（助成金の交付決定の取消等）

第１１条　市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、交付決定を取り消すとともに、既に助成金が交付されているときは、交付した助成金の全部又は一部を返還させることができる。

(1) 偽りその他不正な手段により助成金の交付を受けたとき。

(2) この要領の規定又は交付決定に付した条件に違反したとき。

(3) その他市長が助成金の交付をすることが適当でないと認めたとき。

２　市長は、前項の規定により交付決定を取り消したときは、奈良市介護資格取得支援事業助成金交付決定取消通知書（別記第５号様式）により、申請者に通知するものとする。

３　申請者は、第１項の規定により交付された助成金の返還を求められたときは、速やかに対応しなければならない。

（その他）

第１２条　この要領に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この要領は、令和５年10月１日から施行する。

附　則（令和６年８月21日改正）

この要領は、令和６年８月21日から改正する。

附　則（令和７年７月25日改正）

この要領は、令和 7 年 7 月 25 日から改正する。

附　則（令和 8 年 10 月 23 日改正）

この要領は、令和 8 年 10 月 23 日から改正する。

別記
第１号様式（第７条関係）

奈良市介護資格取得支援事業助成金交付申請書兼請求書

年　　月　　日

（宛先）奈良市長

奈良市介護資格取得支援事業助成金の交付を受けたいので、奈良市介護資格取得支援事業助成金交付要領第７条の規定により、次のとおり申請します。併せて、同要領第４条に規定する交付対象者の要件を満たしていることを誓約します。また、同要領第８条に規定する個人情報の利用について同意します。

申請者	フリガナ 氏名		
	住所	〒	
	電話番号		
研修の種類 （該当に○）		１.介護職員初任者研修 ２.介護福祉士実務者研修	
交付申請額 （千円未満切り捨て）		,０００円	初任者研修：上限５万円 実務者研修：上限８万円
受講料等 （受講料・教材費）		円（税込）	
研修修了日		年　　月　　日	

〈振込先口座情報〉

金融機関名		銀行コード				店舗名		店舗コード		
	銀　行 信用金庫 信用組合 農　協					本　店 支　店 支　所 出張所				
種目		口座番号						口座名義（フリガナ）		
１　普通預金 ２　当座預金 ３　その他										
支払い方法		口座払								

〈在籍証明〉

※事業者の方が記入してください。

在籍証明

年　　月　　日

事業者　所在地

法人名

代表者職名・氏名

下記の者について、　　年　　月　　日現在当法人に在職していることを証明します。

申請者	氏名	
	住所	〒
	生年月日	
	勤務先	（事業所番号） （事業所名） （サービス種別）
	職種 （該当に〇）	1.介護職員のみ 2.介護職員以外の職種との兼務有り →兼務有りの場合、下記の（　）内に時間数を記入してください。 （直近３か月の勤務時間の合計　　時間） （うち、介護職員としての勤務時間　　時間）
	勤務期間	年　　月　　日 ～　　年　　月　　日現在まで
事業者担当者名		電話番号

第２号様式（第９条関係）

奈良市介護資格取得支援事業助成金交付決定通知書

奈　　第　　号
年　　月　　日

様

奈良市長

年　　月　　日付で申請のありました助成金の交付について、奈良市介護資格取得支援事業助成金交付要領第９条の規定により、次のとおり決定します。

研　修　の　種　類	1.介護職員初任者研修　　2.介護福祉士実務者研修
交　付　申　請　額	円
交　付　決　定　額	円

第３号様式（第９条関係）

奈良市介護資格取得支援事業助成金不交付決定通知書

奈　　第　　号
年　　月　　日

様

奈良市長

年　　月　　日付で申請のありました助成金の交付について、奈良市介護資格取得支援事業助成金交付要領第９条の規定により、次のとおり交付しないことと決定します。

研　修　の　種　類	1.介護職員初任者研修　　2.介護福祉士実務者研修
不交付とする理由	

第４号様式（第１０条関係）

年　　月　　日

（宛先）奈良市長

（〒　　－　　）

申請者　住　所

フリガナ

氏　名

電話番号　　―　　―

奈良市介護資格取得支援事業助成金交付申請取下書

私は、奈良市介護資格取得支援事業助成金の交付決定を受けましたが、以下の理由により、当該交付決定に係る交付申請を取り下げます。

交付申請取下げの理由

第５号様式（第１１条関係）

奈良市介護資格取得支援事業助成金交付決定取消通知書

奈　　第　　号
年　　月　　日

様

奈良市長

年　　月　　日付奈　　第　　号で交付決定いたしました奈良市介護資格取得支援事業助成金について、下記のとおり交付決定を取り消しましたので、奈良市介護資格取得支援事業助成金交付要領第１１条の規定により通知します。

研　修　の　種　類	1.介護職員初任者研修　　2.介護福祉士実務者研修
交　付　決　定　額	円
取　消　交　付　金　額	円
取　消　理　由	

備考

既に助成金を受領済の場合は、速やかに奈良市に返還すること。